

5 交通機関の運休、気象警報の発表の場合における授業、定期試験の休講措置について

平成 28 年 1 月 27 日 全学教務委員会 決定

交通機関の運休及び気象警報の発表については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

< 1 > 六甲台地区において開講する授業 【国際教養教育院全学共通授業科目】

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR 西日本(神戸線)が運休した場合
- (2) 阪急電鉄(神戸線)及び阪神電気鉄道(阪神本線)が同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス 16 系統及び 36 系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに、交通機関が運行した場合は、1 時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後 2 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

< 2 > 楠地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR 西日本(神戸線)、阪急電鉄(神戸線)、阪神電気鉄道(阪神本線)が全て同時に運休した場合
- (2) JR 西日本(神戸線)、神戸市営地下鉄(西神・山手線)が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに、交通機関が運行した場合は、1 時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後 2 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

< 3 > 名谷地区において開講する授業

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR 西日本(神戸線)が運休した場合
- (2) 阪急電鉄(神戸線)及び阪神電気鉄道(阪神本線)が同時に運休した場合
- (3) 神戸市営地下鉄(西神・山手線)が運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに、交通機関が運行した場合は、1 時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後 2 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

< 4 > 深江地区において開講する授業

JR 西日本(神戸線)、阪急電鉄(神戸線)、阪神電気鉄道(阪神本線)が全て同時に運休した場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前 6 時までに、交通機関が運行した場合は、1 時限目の授業から実施する。
- (2) 午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。

- (3) 午後 2 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前 6 時までに，気象警報が解除された場合は，1 時限目の授業から実施する。
- (2) 午前 10 時までに，気象警報が解除された場合は，午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後 2 時までに，気象警報が解除された場合は，午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

3. 休講の周知方法

交通機関の運休又は気象警報の発表が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各学部及び各研究科のホームページ等により，あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり，通学が困難な場合をいう。
2. 気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
 3. 気象警報の発表及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
 4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。
 5. このほか，必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
 6. この申合せは，平成 28 年 4 月 1 日より適用する。